別記様式第１号（規程第４条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

福山大学

学長　松　田　文　子　　殿

共同研究機関名　○○○○

代　表　者 　○○○○　　　○　○　○　○ 印

共同研究依頼書

　貴学において下記の共同研究を依頼します。

記

１．共同研究課題名

　　[例]○○○を○○○する○○○の研究

２．共同研究目的及び内容

　　[例]甲と乙とは、お互いに共同して、○○○○○○○○○を素材として、○○○○○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○○○するための研究開発を行う。

３．共同研究費 　　　　 　　　　　○○○，○○○　　円

４．希望共同研究期間 自　　　令和○○年○○月○○日（あるいは共同研究契約締結日）

 至　　　令和○○年○○月○○日

５．共同研究責任者　　　所属・職名　○○○○・○○○○

氏　　　名　○　○　○　○

６．希望共同研究担当責任者所属・職・氏名

　　　　　　　　　　　　○○学部○○○○学科・○○・○○○○

７．物品（資材、器具）・試料の提供の有無（有の場合はその内容）

８．公表方法　　　共同研究契約　第１５条　研究成果の公表　　　　・　~~非公表~~

９．本共同研究に係る共同研究機関の担当者及び連絡先

　　部署名・氏名 　○○○○・○○○○　　　　　　　　電話番号 　○○○－○○○－○○○○

　　Mail　　　　 　○○○○＠○○○○○○

（福山大学社会連携センターで記入）

　　受付番号　　　　　　　　　　　　　番

　　受付年月日　　令和　　年　　月　　日

別記様式第２－２号（非営利団体用）（規程第５条第１項関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

福山大学

学長　松　田　文　子　　殿

部　局　長　　　　　　　　　○○学部長　　○　○　○　○　印

研究担当責任者　役職・氏名

　○○学部○○○○学科　○○○ ・ ○　○　○　○　印

共同研究計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 共同研究課題名

・受付番号 | [例]○○○を○○○する○○○の研究・ |
| ２．研究の概要 | [例]甲と乙とは、お互いに共同して、○○○○○○○○○を素材として、○○○○○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○○○するための研究開発を行う。 |
| ３．区分 | 所属・職名 | 氏名 | 本研究における役割 |
| 本学 | 本学の研究者 | ○○○○・○○ | ※○○○○ | ○○○○ |
| 派遣研究者 | ○○○○・○○ | ○○○○ | ○○○○ |
| 共同研究機関 | 共同研究機関の研究者 | ○○○○・○○ | ※○○○○ | ○○○○ |
| 派遣研究者 | ○○○○・○○ | ○○○○ | ○○○○ |
| ４．共同研究費内訳(予定) | 共同研究費　内訳 | 合計 |
| 直接経費 | 　　　　　間接経費 |
| 物品費 　 　　　　　 ○○円 | 一般管理費　　　　　　　　○○円（=共同研究費の10%） | 　　　　　○○円（消費税込） |
| 旅費　　　　　　　　　　　○○円 |
| 謝金（注）　　　　　　　　○○円 |
| その他　　　　　　　　　　○○円 |
| 　　　　　　　 　○○円 |
| 直接経費　計　　 　○○円 |
| 共同研究費　年度別内訳 |
| 令和○○年度 | 令和　　年度 | 令和　　年度 |
|  ○○円 | 円 | 円 |
| ５．その他 |  |

注：研究担当責任者と共同研究責任者の氏名の前に※をつけること

（注）研究補助員人件費

共同研究契約書（案）

福山大学(以下「甲」という。)と○○○○○○(以下「乙」という。)は，次の各条によって共同研究実施契約を締結するものとする。

（定　義）

**第１条**　本契約において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

(1)「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、第５条に規定する研究成果報告書において成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物（プログラム及びデータベースに関するものに限る。）、研究成果有体物及びノウハウ等の技術的成果をいう。

(2)「知的財産権」とは次に掲げるものをいう。

ア　特許権、実用新案権、意匠権及び外国における前記各権利に相当する権利

イ　特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利及び外国における前記各権利に相当する権利

ウ　プログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権並びに外国における前記各権利に相当する権利

エ　研究成果有体物に関する財産権

オ　秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

(3)「発明等」とは、発明、考案及び意匠をいう。

（共同研究の題目等）

**第２条**　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

(1)共同研究題目 ： [例]○○○を○○○する○○○の研究

(2)共同研究目的及び内容 ：[例]甲と乙とは、お互いに共同して、○○○○○○○○○を素材として、○○○○○○○○○の品質及び機能を有する○○○○○○○○○するための研究開発を行う。

(3)研究分担：別表１のとおり

(4)研究場所： 甲）福山大学　○○○○室

 乙）○○○○　○○○○室

（研究期間）

**第３条**　本共同研究の研究期間は、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までとする。

（共同研究に従事する者）

**第４条**　甲及び乙は、それぞれ別表第１に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。

**２**　甲及び乙は、相手方の研究担当者を、自身の施設において本共同研究に従事させる派遣研究者として受け入れることができるものとする。

**３**　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方から書面による同意を得るものとする。

（研究成果報告書の作成）

**第５条**　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について、甲乙合意した書式による研究成果報告書を、本共同研究完了日の翌日から起算して９０日以内にとりまとめるものとする。

（ノウハウの指定）

**第６条**　甲及び乙は、協議の上、研究成果報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。

**２**　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

**３**　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了日の翌日から起算して３年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

（経費の自己負担）

**第７条**　甲及び乙は、本共同研究に要する経費をそれぞれ自己負担するものとする。

（施設・設備の提供等）

**第８条**　甲及び乙は、本共同研究の実施のために必要な別表２に掲げる相手方の施設及び設備を、予め相手方の同意を得た上で無償で使用することができる。

（研究の中止又は期間の延長）

**第９条**　天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は、本共同研究の中止等に伴い相手方に生じる損害について、その責を負わないものとする。

（知的財産権の出願等）

**第10条**　甲及び乙は、本共同研究を通じて生まれた研究成果を速やかに相手方に通知しなければならない。

**２**　甲及び乙は、本共同研究を通じて生まれた研究成果に係る知的財産権が自己の研究担当者に帰属する場合、甲及び乙それぞれの規則等によりその承継を受けるものとする。

**３**　甲又は乙は、本共同研究の結果、それぞれ自己に属する研究担当者が単独で発明等を創作した場合、相手方の承認を得て単独で出願等の手続を行うことができるものとする。この場合、出願等の手続及び権利保全に要する費用は、出願等を行う者が負担するものとする。

**４**　甲及び乙は、本共同研究の結果、自己に属する研究担当者が相手方に属する研究担当者と共同して発明等を創作した場合は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願契約にしたがって共同出願を行うものとする。この場合、共同出願手続及び権利保全に要する費用は、原則として甲及び乙が持分に応じて負担するものとする。

**５**　著作権、研究成果有体物に係る財産権及びノウハウの取扱いについては、第６条に規定するもののほか、甲乙協議の上、別に定めることができる。

（外国出願）

**第11条**　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権の出願、権利保全等(以下「外国出願等」という。）についても適用する。

（実施料）

**第12条**　甲又は乙が、共有の知的財産権を第三者に提供又は実施許諾する場合は、別途、甲乙協議の上、第三者と契約を締結し、第三者から得られる対価については、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて甲乙それぞれに配分するものとする。

（相互の情報開示）

**第13条**　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報及び資料等を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲又は乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。

**２**　甲及び乙は、提供された資料等を、本共同研究完了後又は本共同研究中止後、それぞれの責任により廃棄するものとする。

（秘密保持）

**第14条**　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示を受け、又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報(以下、「秘密情報」という。)について、第４条、第16条に定める者以外に開示・漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。

(1)開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していた情報

(2)開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報

(3)開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報

(4)正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

(5)書面により事前に相手方の同意を得た情報

(6)開示を受けた後、秘密情報とは関係なく独自に創出した情報

(7)裁判所又は法令に基づく行政庁の命令により開示を義務付けられた情報

**２** 本条の有効期間は、第３条の本共同研究開始の日から研究完了日又は本共同研究中止日の翌日から3年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

**３** 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。

（研究成果の公表）

**第15条**　甲又は乙は、本共同研究完了日の翌日から起算し６か月以降本共同研究によって得られた研究成果について発表若しくは公開する（以下「研究成果の公表等」という。）。ただし、甲は、研究成果の公表等という大学の社会的使命を踏まえ、乙の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。

**２**　前項の場合、甲又は乙は、研究成果の公表等を行おうとする日の30日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、甲又は乙は、特段の理由がある場合を除き、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示しなければならない。

**３**　甲又は乙は、前項の通知の内容に、発表若しくは公開されることが将来期待される利益を著しく害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて甲に通知するものとし、甲は、乙と十分な協議をしなくてはならない。

**４**　第２項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了日の翌日から起算して３年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（研究協力者の参加及び協力）

**第16条**　甲及び乙が、本共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。

**２**　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、甲及び乙は、研究協力者となる者に本契約に基づき自身が負う義務と同様の義務を遵守させなければならず、当該研究協力者になる者によるその義務の履行につき責任を持つものとする。

**３**　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第10条の規定を準用するものとする。

（関連法令）

**第17条**　甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本共同研究の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

（反社会的勢力の排除等）

**第18条**　甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団関係企業等の反社会的勢力、その他これらに準ずる者のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

**２**　甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して、暴力・脅迫的な言動による要求行為、契約上の責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないものとする。

（契約解除）

**第19条**　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正できない正当な理由がないにもかかわらず是正されない時は、本契約を解除することができるものとする。

(1)相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき

(2)相手方が本契約に違反したとき

**２** 本条の定めにかかわらず、甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解除することができる。

(1)破産手続、民事再生手続、会社更生手続、若しくは特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合

(2)銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合

(3)仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

（損害賠償）

**第20条**　甲又は乙は、相手方（その研究担当者及び研究協力者を含む）による本契約上の義務の不履行によって損害を被ったときは、その賠償を請求できるものとする。

（契約期間と残存条項）

**第21条**　本契約の有効期間は、第３条に定める期間とする。

**２**　本契約の失効後も、第５条、第６条、第10条から第12条まで、第14条から第17条まで、前条、及び第23条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

（協議事項）

**第22条**　本契約に定めのない事項及び本契約の条項について疑義が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上解決するものとする。

（裁判管轄）

**第23条**　本契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、提訴する相手方所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（甲）広島県福山市東村町字三蔵９８５番地の１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　福山大学

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　学　長　　　　○　○　　○　○　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（乙）○○県○○○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○○○長　　○　○　　○　○　　印

別表１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 所属・役職 | 氏名 | 役割 |
| 甲 | 甲の施設で研究する者 | ○○○○・○○ | ※○○○○ | ○○○○ |
| 派遣研究者 | ○○○○・○○ | 　○○○○ | ○○○○ |
| 乙 | 乙の施設で研究する者 | ○○○○・○○ | ※○○○○ | ○○○○ |
| 派遣研究者 | ○○○○・○○ | 　○○○○ | ○○○○ |

注：研究担当責任者と共同研究責任者の氏名の前に※をつけること

別表２

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 甲の施設における共同研究の設備 | 所有区分 | 施設の名称 | 設備 |
| 名称 | 規格 | 数量 |
| 甲 | 福山大学○○○○室 | ○○○○ | ○○○○ | ○○ |
| 乙 |  |  |  |  |
| 乙の施設における共同研究の設備 | 所有区分 | 施設の名称 | 設備 |
| 名称 | 規格 | 数量 |
| 甲 |  |  |  |  |
| 乙 | ○○○○○○○○室 | ○○○○ | ○○○○ | ○○ |

別記様式第７－１号（規程第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

福山大学

学長　○　○　○　○　　殿

部　局　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

研究担当責任者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

共同研究変更申請書

　下記のとおり共同研究実施における変更を、許可いただきたく、申請いたします。

記

１．共同研究課題名・受付番号

２．変更内容（共同研究費を変更する場合は、金額を明示すること）

３．変更理由

別記様式第７－２号（規程第14条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

福山大学

学長　○　○　○　○　　殿

部　局　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

研究担当責任者　役職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

共同研究中止申請書

　下記のとおり共同研究の中止をご許可いただきたく、申請いたします。

記

１．共同研究課題名・受付番号

２．中止日

　　令和　　　年　　　月　　　日

３．中止理由